

お知らせ

記者発表資料

令和6年10月22日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について

中国地方整備局は、建設業法違反行為を行った下記業者について指名停止の措置を行いました。

1. 指名停止措置業者名及び住所

浜本電気工事株式会社 広島県広島市南区東雲本町2-7-26

2. 指名停止措置期間

令和6年10月22日 ～ 令和6年11月21日 (1ヶ月)

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

浜本電気工事株式会社は、広島市発注工事の専任が求められる主任技術者を国(広島刑務所)発注工事の主任技術者として令和4年8月1日から令和5年3月20日まで重複させていた。

このことは、建設業法第26条第3項に違反し、同法第28条第1項第2号に該当するとして広島県知事から指示処分を受けた。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められ、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2第13号>

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 当該地方整備局が所管する区域内において、 <u>建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。</u>	当該認定をした日から <u>1ヵ月以上9ヵ月以内</u>

<問い合わせ先>

中国地方整備局

082-221-9231 (代表番号) : 平日・昼間

総務部 契約課長

稲崎 孝始 (内線2511)

◎総務部 契約課 課長補佐

廣田 貴久 (内線2514)